(2)　社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師の資格を有する者を指定自立訓練（生活訓練）事業所に配置すること又は指定医療機関その他の関係機関から当該資格を有する者を当該指定自立訓練（生活訓練）事業所に訪問させることにより、介護給付費等単位数表第11の12の2の注に規定する別に厚生労働大臣が定める者に対する支援について、当該資格を有する者による指導体制が整えられていること。

(3)　指定自立訓練（生活訓練）事業所の従業者に対し、医療観察法第四十二条第一項第二号若しくは第五十一条第一項第二号に規定する入院によらない医療を受けている者又は刑事施設若しくは少年院を釈放された障害者の支援に関する研修が年一回以上行われていること。

(4)　保護観察所、更生保護施設、指定医療機関又は精神保健福祉センターその他関係機関との協力体制が整えられてること。

五　指定就労移行支援の施設基準

（削る）

イ　介護給付費等単位数表第12の8の精神障害者退院支援施設加算(I)を算定すべき介護給付費等単位数表第12の1の注3に規定する指定就労移行支援事業所の施設基準

前号ホの(1)に規定する基準を満たしていること。

ロ　介護給付費等単位数表第12の8の精神障害者退院支援施設加算(II)を算定すべき介護給付費等単位数表第12の1の注3に規定する指定就労移行支援事業所の施設基準

前号ホの(2)に規定する基準を満たしていること。

ハ　介護給付費等単位数表第12の15の障害福祉サービスの体験利用支援加算の注4の加算を算定すべき指定就労移行支援を行う指定障害者支援施設等の施設基準

第二号チの規定を準用する。

ニ　介護給付費等単位表第12の15の4の社会生活支援特別加算を算定すべき指定就労移行支援事業所等の施設基準

第三号の二ロの規定を準用する。

五の二　指定就労継続支援A型の施設基準

イ　介護給付費等単位数表第13の1のイの就労継続支援A型サービス費(I)を算定すべき介護給付費等単位数表第13の1の注2に規定する指定就労継続支援A型事業所等の施設基準

当該指定就労継続支援A型事業所等ごとに置くべき指定障害福祉サービス基準第百八十六条第一項第一号又は指定障害者支援施設基準附則第三条第一項第五号に規定する職業指導員及び生活支援員の総数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を七・五で除して得た数以上であること。

ロ　介護給付費等単位数表第13の14の障害福祉サービスの体験利用支援加算の注4の加算を算定すべき指定就労継続支援A型を行う指定障害者支援施設の施設基準

第二号チの規定を準用する。

ハ　介護給付費等単位表第13の14の3の社会生活支援特別加算を算定すべき指定就労継続支援A型事業所等の施設基準

第三号の二ロの規定を準用する。

五　指定就労移行支援の施設基準

介護給付費等単位数表第12の9の精神障害者退院支援施設加算を算定すべき介護給付費等単位数表第12の1の注3に規定する指定就労移行支援事業所等の施設基準

イ　精神障害者退院支援施設加算(I)を算定すべき場合の施設基準

前号ニの(1)に規定する基準を満たしていること。

ロ　精神障害者退院支援施設加算(II)を算定すべき場合の施設基準

前号ニの(2)に規定する基準を満たしていること。

（新設）

五の二　指定就労継続支援A型の施設基準

介護給付費等単位数表第13の1のイの就労継続支援A型サービス費(I)を算定すべき介護給付費等単位数表第13の1の注2に規定する指定就労継続支援A型事業所等の施設基準

当該指定就労継続支援A型事業所等ごとに置くべき指定障害福祉サービス基準第百八十六条第一項第一号又は指定障害者支援施設基準附則第三条第一項第五号に規定する職業指導員及び生活支援員の総数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を七・五で除して得た数以上であること。

（新設）

（新設）